

国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(以下「規程」という。)第50条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)及び<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報等(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 保有個人情報等の管理については、<u>独立行政法人等の保有する</u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)その他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等</p> <p>(保有個人情報の提供)</p> <p>第28条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき<u>行政機関及び独立行政法人等</u>以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程(以下「規程」という。)第50条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)及び<u>行政機関等匿名</u>加工情報等(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 保有個人情報等の管理については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)その他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>第8章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等</p> <p>(保有個人情報の提供)</p> <p>第28条 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき<u>他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人</u>以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わす。</p>	<p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、一本化された個人情報の保護に関する法律が適用されたことによる改正</p>

<p>2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。</p> <p>3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(独立行政法人等非識別)加工情報等の提供</p> <p>第28条の2 保護管理者は、規程第46条の2第2項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 保護管理者は、規程第46条の2第1項及び第46条の9の規定（第46条の12の規定により第46条の9の規定を準用する場合を含む。）により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から規程第46条の5第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。</p> <p>(業務の委託等)</p>	<p>2 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人以外の者に保有個人情報を提供する場合、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。</p> <p>3 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(行政機関等匿名)加工情報等の提供</p> <p>第28条の2 保護管理者は、規程第46条の2第2項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関等匿名加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 保護管理者は、規程第46条の2第1項及び第46条の9の規定（第46条の12の規定により第46条の9の規定を準用する場合を含む。）により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から規程第46条の5第2項第7号の規定に基づき当該契約相手方が講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。</p> <p>(業務の委託等)</p>	
--	--	--

<p>第 29 条 <u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委託先において、<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第 1 項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第 3 項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第 11 章の 2 補則 (個人情報保護委員会事務局への報告)</p> <p>第 34 条の 3 総括保護管理者は、次の各号に掲げるとき (<u>独立行政法人等非識別</u>加工情報等に係るものに限る。)は、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第 29 条 <u>行政機関等匿名</u>加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委託先において、<u>行政機関等匿名</u>加工情報の作成に係る業務又は保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第 1 項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第 3 項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第 11 章の 2 補則 (個人情報保護委員会事務局への報告)</p> <p>第 34 条の 3 総括保護管理者は、次の各号に掲げるとき (<u>行政機関等匿名</u>加工情報等に係るものに限る。)は、直ちに個人情報保護委員会事務局に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	
---	--	--

附 則 (令和 4 年 11 月 7 日細則第 20 号)

この細則は、令和 4 年 11 月 7 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。